

令和6年度 第1回伊勢市路上喫煙対策審議会議事要旨

○ 日時：令和6年10月21日（月）14時から

○ 場所：伊勢市役所本庁舎東館4-2会議室

- 委員 筒井 琢磨（学識経験者：皇學館大学）
本村 鏡一（公共的団体：伊勢市総連合自治会）
中本 龍二（関係団体：伊勢商工会議所）
中川 隆司（関係行政機関：三重県南勢志摩地域活性化局）
【欠席】
奥田 宗吾（関係団体：伊勢市商店街連合会）
中村 佳子（関係団体：伊勢市観光協会）

オブザーバー 大波多 一仁（日本たばこ産業（株）三重支社）

事務局

大桑 和秀（環境生活部長）、林 歩（ごみ減量課長）、
西岡 誠司（ごみ減量課主幹）、藤本 宏（ごみ減量推進係主査）、
佐波 聖樹（ごみ減量推進係主事）、吉居 寛典（観光振興課長）、
深川 和司（都市計画課主幹）、村井 麻衣子（健康課長）、
杉浦 公子（健康課主幹兼係長）

○ 審議結果等

事項書に記載の審議事項に関する事務局からの説明に対し、以下のとおり質疑応答及び審議が行われた。

<審議> ●議題 路上喫煙禁止区域の現状と課題について
【資料1、2】

（委員1） たばこのポイ捨て本数について、伊勢市駅・宇治山田駅前周辺エリアは、禁止区域内の本数が禁止区域外の本数より少なくなり、パトロールの効果が見て取れるが、ポイ捨て本数としては、伊勢市駅・宇治山田駅周辺エリアの方が内宮周辺エリアより多い。その差の原因としてパトロールの差ではなく、地域による差であると思われるが、地域の差をどう分析されているか。

（事務局1） たばこのポイ捨て本数については、パトロールの時間帯も差の要

	<p>困の一つと思われ、周辺店舗や地域の方々の清掃活動も影響していると考え。また、伊勢市駅・宇治山田駅周辺エリアが多い理由として、伊勢市駅周辺の喫煙所の設置数が少ないこと、また、喫煙所の場所を知らないことが影響していると考えている。</p>
(委員1)	<p>地域が実施している清掃活動と連動していることはあるか？</p>
(事務局1)	<p>連動していることは特にないが、清掃活動をしている団体について、伊勢市のホームページにて紹介を行っている。</p>
(委員2)	<p>条例にて路上喫煙等を禁止された後に、苦情、被害の状況が増えているのか減っているのか、把握されているのであれば教えていただきたい。また、地域の方々から対策を進めてほしいといった話があれば教えていただきたい。</p>
(事務局1)	<p>路上喫煙禁止区域を開始してから、地域や市民から苦情はいただいている。伊勢市駅前については、喫煙所が少ないこと、また、規模が小さいこと。コロナ禍の際には、喫煙所周辺のビルから窓を開けているのでたばこの煙が建物内に入ってくるなどの苦情があった。内宮周辺エリアでは、路上喫煙禁止区域外の河川敷や路地、民家の塀沿いにたばこのポイ捨てが頻繁にあるなどの苦情があり、対策を進めてほしいといった声を多くいただいている。</p>
(委員1)	<p>路上喫煙禁止区域等の啓発に関して、計画的に実施しているか？</p>
(事務局1)	<p>啓発に関しては、日々の路上喫煙禁止区域のパトロールの中で地域の方々、周辺店舗等に声掛けをしている。ほか、路上喫煙禁止区域を開始した8月1日あたりに年1回、幅広く周知するための街頭啓発を実施している。令和6年については、4月19日、20日に「La Festa Primavera 2024」のイベントが実施されたので、周知する機会ととらえ、啓発を実施した。今後、路上喫煙禁止区域周辺にてイベントがあれば、啓発を検討していく。</p>
(委員1)	<p>毎週のパトロールだけでも大変であり、それに加えてのイベントでの啓発は負担であると思うが、ぜひよろしくお願ひしたい。</p>
(事務局1)	<p>街頭啓発中でのアンケートにおいて、路上喫煙禁止区域の認知度について調査した。回答者に観光客が多かったことから、ほとんどの方が路上喫煙禁止区域を知らないとの回答であった。今後、観光客の方向けの対策を取り組む必要がある。</p>
(委員2)	<p>喫煙所に路上喫煙禁止区域等の案内はあるのか？</p>
(事務局1)	<p>喫煙所には禁止区域等を示した看板を設置している。路上喫煙禁止区域等の看板に関して、目立つように設置し、PRしたいところであるが、観光地という地域の特性上、必要最小限の周知という形で看板等の設置をしている。今後、見直しの必要はあると考えている。</p>

(委員3)	<p>看板について、名古屋などであると道路のわかりやすい場所に喫煙禁止の看板が設置されているが、伊勢で同じように看板を設置するとなると観光地という特性上難しく、路上喫煙禁止区域を案内するのも難しい面があると思われる。</p> <p>喫煙所の増設や観光客の出すごみの対応の課題について、現在、宿泊税に関する検討委員会があるが、宿泊税の用途の中で観光客の出すごみや路上喫煙対策に関するものが、全国的にあるのか、伊勢宿泊税検討委員会の中で出ているのか教えていただきたい。</p>
(事務局2)	<p>宿泊税について、使い道に関する検討の前に、導入するかどうかに関して検討している段階である。先に導入している自治体では、観光客が出すごみの対応などに使っているということも承知しているので、これから宿泊税検討委員会の中で研究していく。</p>
(委員4)	<p>路上喫煙禁止区域において、夕方、夜間に路上喫煙される方があるだろうとのことだが、どのような方なのか？</p>
(事務局3)	<p>宇治山田駅の啓発の際に、タクシー運転手の方から聞いたところによると、夜間に近隣の飲食店のお客さんが店を出られた後、喫煙されているケースがあるとのことであった。</p>
(委員4)	<p>前回の審議会において、飲食店への啓発活動としてポスターなどを掲示するよう依頼していくといった話があったと思うが、どのような状況か？</p>
(事務局1)	<p>現状、飲食店にポスター掲示などの啓発はできていない。今後、飲食店への啓発を進めていきたい。</p> <p>飲食店においては、店舗の前に灰皿をおいてあるお店もあるが、夜間にお客さんが飲食店に入る前に、喫煙をして、ポイ捨てしていることもあるため、お店の方からもお客さんに案内してもらえような啓発をしていきたい。</p>

<審議> ●議題 路上喫煙禁止区域の今後の取組について

・事例紹介：北海道札幌市における喫煙環境の動向

(日本たばこ産業(株) 三重支社 大波多)

昨年末に札幌市の大通公園(喫煙可)において、喫煙者が多くいる、たばこのポイ捨てがあるとのことから、実証実験としてパーテーション付きの喫煙所を設置した。来年3月までが実験期間。実験開始後、半年間の中間報告が7月にされている。公園利用者の90%が「吸う人・吸わない人をすみ分ける取組」に対して評価している。喫煙者の方にはたばこを吸う場所があることでポジティブな結果が出ており、それ

以外の方にも、ごみが減った、喫煙者が気にならなくなったといったポジティブな結果であった。検証期間中であるので引き続き注視していく。喫煙所の設置がごみや路上禁煙の問題に対して有用であると思われる。その中でルールではなくマナーを徹底していくことが重要であると思う。路上喫煙禁止区域の拡大する場合には、あわせて喫煙所の設置が必要であるとする。

(委員1)	北海道札幌市における喫煙環境の実証実験に関して、喫煙所は常設ではなく、パーテーション型を設置したのは見栄えがいいということがあるのか？
(事務局4)	周りからの見え方を想定した上で、パーテーションを付けて喫煙所にしている。喫煙所の区画を明確にすることで、喫煙者と非喫煙者のすみ分けができる。禁煙者の方だけでなく、非喫煙者の方のためにも喫煙所の設置は必要と思われる。
(委員2)	路上喫煙禁止区域拡大の声が出ているということだが、具体的には内宮周辺エリアの河川敷から主要な通りの区域をすべて囲うようなイメージなのか？それとも現在の禁止区域に枝葉のように一部路地を禁止区域にするイメージなのか？どちらなのか？
(事務局1)	現在の通りだけといった線ではなく、河川敷から主要な通りまでのエリアで面での区域拡大をとの声を受けている。 路地にも駐車場があり、そこでたばこを吸った方が側溝蓋の穴にたばこをポイ捨てすることがある。その対策として、道路管理の部局とも相談をし、一時は側溝蓋の穴をふさぐ等の対策もしたが、雨水等が流れにくいという状況もあり、うまくいかなかった。近隣に住む方は、ポイ捨て被害があり、ぜひ区域拡大を考えてほしいとの声がある。
(委員2)	要望が出てきている要因は、主にポイ捨てされるのをできるだけ避けたいということになるのか。
(事務局1)	ポイ捨ての問題もあり、人が多いところでは、喫煙により煙たいといった声もある。 喫煙所の設置に関して、内宮周辺エリアの河川敷では、すぐに撤去できないようなものではなく、簡易的な喫煙所を設けてはどうかとの声もある。管理等の課題は多くあるが、路上喫煙禁止区域の拡大をするのであれば、受動喫煙対策として、喫煙所の整備も必要であり、これからの検討課題である。
(委員1)	喫煙所を固定して設置するのは大変であると思う。札幌市の事例のように喫煙の実証実験としてパーテーションを設置して簡易に行うという方法もある。

(事務局 1)	札幌市の事例において、地方たばこ税を活用しているのか。
(事務局 4)	本事例については地方たばこ税の活用を把握していないが、三重県内においても、喫煙所の設置に地方たばこ税を活用していると公表している自治体はある。
(委員 1)	ポイ捨ての防止看板に関して、ポイ捨てはたばこの吸い殻だけでなく、色んなものが含まれるので、他のごみも連動して考えているのか？
(事務局 1)	ポイ捨ては、たばこの吸い殻のだけでなく、ごみ全体のことになる。たばこの吸い殻のとなりにはプラスチック容器が連動して捨てられているといったこともある。たばこの吸い殻だけでなく、他のごみも併せて、ポイ捨て禁止に関して検討していく。
(委員 1)	路上喫煙禁止区域とポイ捨て禁止区域というのは別のものなのか？
(事務局 1)	ポイ捨ての禁止区域は市内全域である。路上喫煙に伴ったポイ捨ては、特に路地に多く、これまでも簡易的な啓発看板を店舗の協力のもと掲示している。今後、特に内宮周辺では、路地裏、河川敷において、関係部局、地域の方に承諾を得ながら、啓発看板を設置していきたい。
(委員 1)	路上喫煙禁止区域の検討については、まずは聞き取り調査からか？ 路上喫煙禁止区域が始まった際に、禁止区域を線から始めて、様子を見て面を検討するといった話があったので、確かめていただければと思う。
(事務局 1)	聞き取り調査から始める予定である。 路上喫煙禁止区域が始まって 5 年近く経過し、地域の声が周りに波及しているのを感じる。路上喫煙禁止区域が特に観光客の方に知られていないということもあり、啓発不足もある。まずは、路上喫煙禁止区域の認知度の向上を図りながら、区域の拡大も今後検討していきたい。

<その他> 特になし